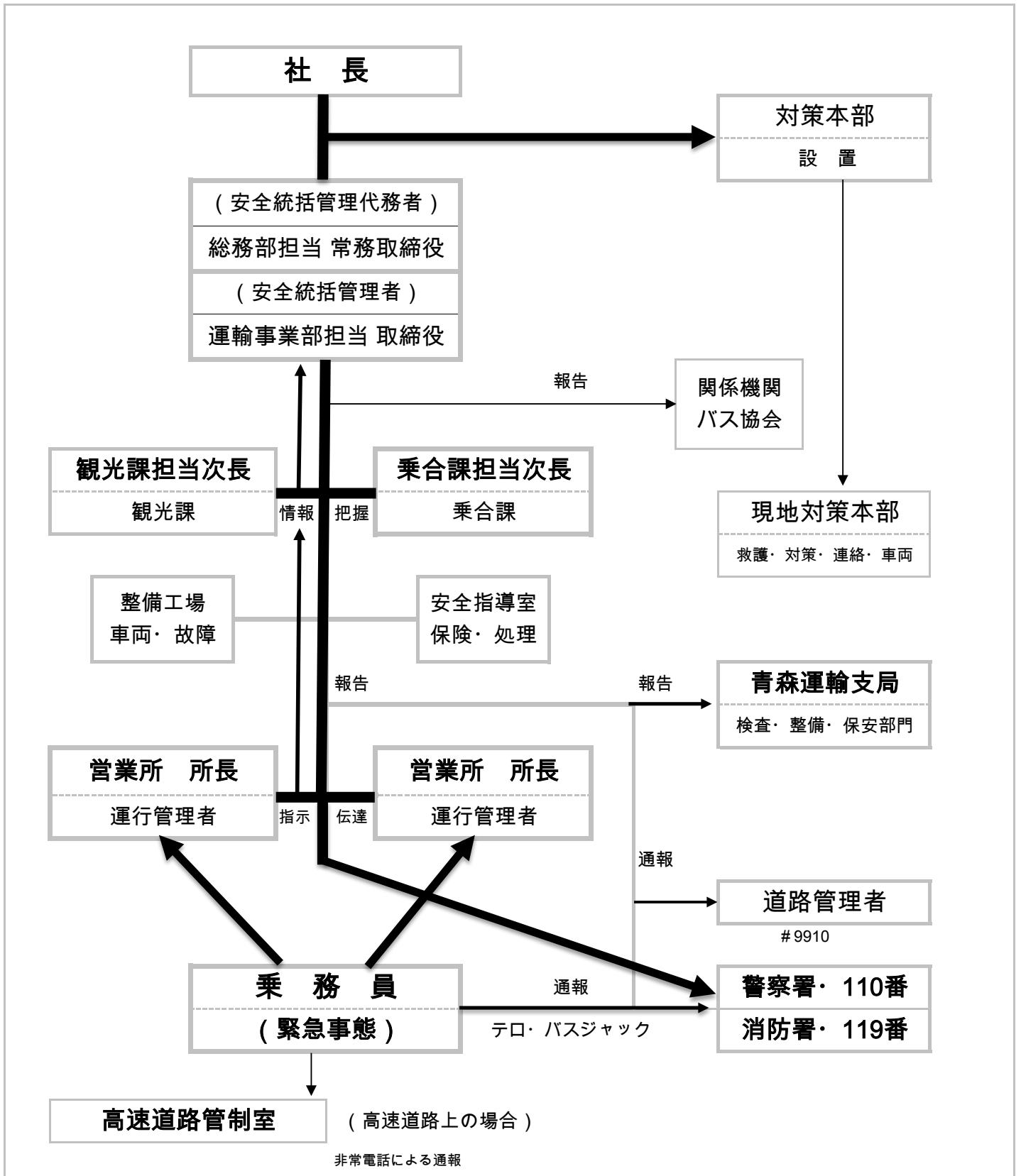
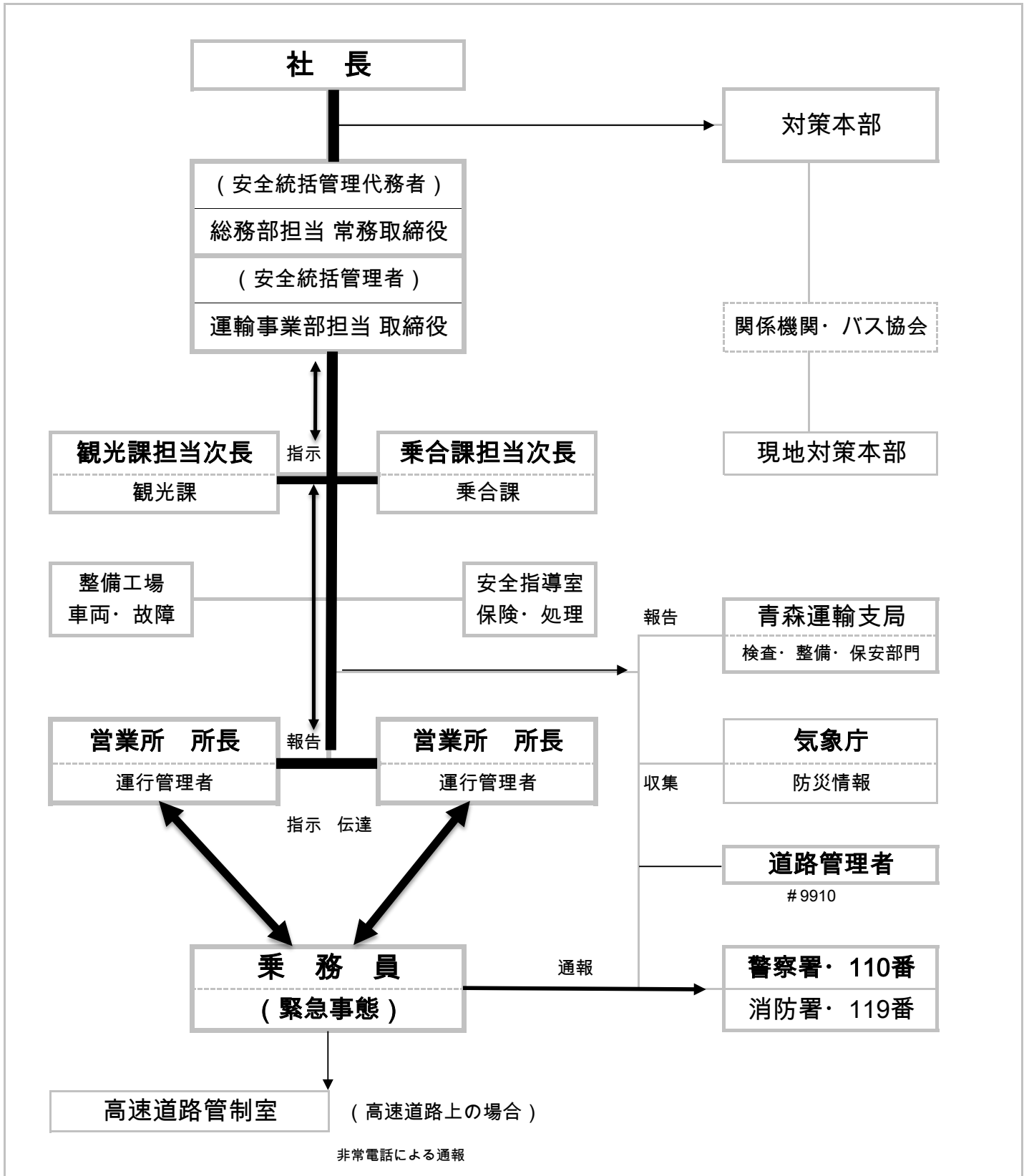


テロ・バスジャック緊急連絡体制図



十和田観光電鉄株式会社

異常気象時における緊急連絡組織図



異常気象時の運行規制表

状 況		道路区分別規制			
		一般道路	山間部	注意事項	
強風時	風速15m/S	樹木全体がゆれ風に向かって歩行困難	30km/h以下 注意運転	20km/h以下 注意運転	追い越し、急ハンドル、急ブレーキの禁止、トンネルの出入り口、崖ふち、高地、高速自動車道路上は特に注意する。 避難する場所は安全な遮蔽物のある場所を選ぶ
	風速15m/S～ 20m/S	小枝が折れ、風に向かって歩けない。瓦がはがれ、人家に少し損害が起こる。	30km/h以下 注意運転	徐行注意運転	
	風速20m/S以上	樹木が倒れる、煙突が倒れる、人家の損害大、屋根が飛ぶ	一時運行中止、 最寄の安全な場所に避難		
大雨時	視界不良	40m以下		徐行運転注意	トンネルの出入口、崖ふち、河川の付近、低地は特に注意。出水の深さが30cm以下でも運行に支障があると認められる場合運行を中止する。橋梁を通過する時や、道路が冠水している場合には下車し、運行に支障がないか確認して通過する
		30m以下	徐行運転注意	一時運行中止、 回復を待つ	
		10m以下	一時運行中止、回復を待つ		
	道路冠水	水深30cm、延長50mにわたり道路が冠水し、相当流量がある場合	運行中止する		
	橋梁通過	河川の増水により危険水位に達したとき(公標がある場合橋桁1m～2m)	徐行通過、必要により乗客を降車させる		
河川の増水により危険水位に達したとき(公標がない場合橋桁1m未満)		運行中止する			
濃霧時	視界不良	40m以下	30km/h以下 注意運転	20km/h以下 注意運転	フォグランプ・尾灯を点灯し車間距離を充分にとる、灯火計器を使用した追い越しは禁止、路上退避のときは防護措置をとる
		30m以下	徐行運転		
		10m以下	一時運転中止、安全な場所に避難		
降雪時	視界不良	40m以下	30km/h以下 注意運転	20km/h以下 注意運転	同上 避難はできるだけ緊急連絡がとれる場所
		30m以下	徐行注意運転		
		10m以下	一時運転中止、安全な場所に避難		
積雪時	積雪	20cm未満	30km/h以下 注意運転	徐行注意運転	チェーンの装着 ・路肩乗り入れ禁止
		20cm以上	徐行注意、状況により運行中止		
凍結時	凍結	一部に凍結があるとき	30km/h以下 注意運転	徐行注意運転	チェーンの装着
		延長20m以上全面凍結	徐行注意運転		
その他	地震	(震度5強)パンクした感じがする。ハンドルが取られる。	警戒が発令を知ったとき、緩やかに減速、ハザードランプ点灯、道路左側停止		屋根・看板の倒壊山の崩壊に注意、低地の津波警報は特に注意、安全箇所 に避難、旅客の安全保護の措置を講ずる
		(震度6) 運転が困難になる。パンクしたようになり、ハンドルを取られる。	緩やかに減速、安全を確認し、早急に道路左側に停止させる、運行規制に従う、安全な場所に避難、出入口扉は確保		

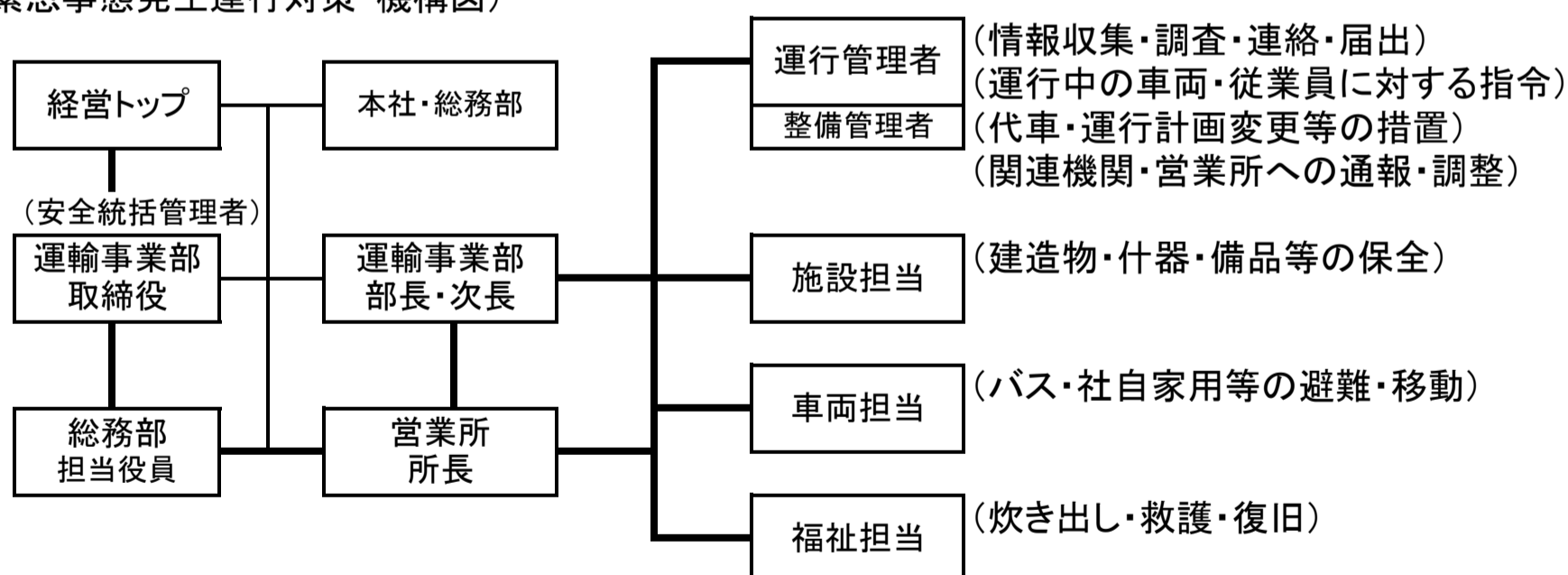
異常気象時の措置要領

当社は、異常気象時における緊急事態に対し、運行の安全と事故防止の万全を期するため、乗合・貸切運行管理規定第7条の措置について細目要領を次のとおり定める。

- 1、 統括運行管理者並びに運行管理者及び点呼執行者は、この定めに従い、その機に臨み敏速かつ適切な処置を行うものとする。
- 2、 乗務員は運行管理者、補助者の指示に従い、自動車事故の絶無と安全の確保に努めなければならない。
- 3、 本執行に当たっては、本社及び運輸事業部は営業所並びに乗務員と連携強化を図ることとする。
- 4、 異常気象現象を次のとおり分類する。
 - 1) 強風現象(台風・低気圧)
 - 2) 大雨現象(台風・洪水・落雷)
 - 3) 大雪現象(豪雪)
 - 4) 津波現象(高潮・波浪・主として沿岸地域)
 - 5) 地震現象(震度5以上)
 - 6) 火災現象(異常乾燥)
 - 7) その他の現象(凍結・濃霧)
- 5、 前項各現象「特別警報」の発令又は発生し、これらの災害によって生ずる運行の危険と重大な被害が予想されるときは、直ちに「異常気象時運行対策本部」を設置し、事態に対処する。

- 1) 異常気象時運行対策本部の出動体制及び機構図は別表1のとおりとする。
- 2) 営業所の対策機構は次のとおりとし、具体的に各担当を分担し事態に確実に対処する。
又、営業所では対応できない事態が発生した場合は、本社と連携を取り確実に対処する。

(緊急事態発生運行対策・機構図)



- 3) 営業所所長は前項機構の各担当分担氏名をあらかじめ所内に掲出し、従業員に対し指示徹底を図る。
- 6、 このほか非常緊急事態に至ったときは、安全統括管理者は全従業員を招集し、会社施設及び車両の保全に、あらゆる機敏な措置を講ずるものとする。
- 7、 営業所単独に発生する異常気象時の措置は本社並びに関連する営業所間で措置する。
- 8、 運行管理者は各情報機関の情報収集については、別に定める気象と運行管理に関する基準によるものとする。
- 9、 運行管理者は公共機関から発令される防災に対処する場合は、相互連携を密にし、本体制のもとに遂行する。

事故・災害等における緊急連絡・出動体制(組織図)

